

世田谷区立北烏山地区体育室
指定管理者公募要項

令和7年5月12日
世田谷区スポーツ推進部スポーツ施設課

世田谷区立北烏山地区体育室指定管理者公募要項

1 公募の趣旨

世田谷区では、令和5年3月に『世田谷区スポーツ推進計画』を策定し、子どもから高齢者まで、また障害の有無にかかわらず「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」スポーツで元気溢れる生涯スポーツ社会の実現を目指して環境整備を進めている。そうした中、区民サービスの向上とより効率的で柔軟な施設運営を図ることを目的に、地方自治法第244条の2第3項及び世田谷区立地域体育館・地区体育室条例第10条の規定に基づき、北烏山地区体育室の管理運営について、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入している。

北烏山地区体育室の指定期間が令和8年3月で終了することから、施設の特性を踏まえた区民ニーズに合った施設運営を行う事業者を広く公募する。

2 公募の概要

(1) 施設名称

世田谷区立北烏山地区体育室

(2) 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

(3) 指定管理者の公募及び選定方法等

指定管理者の公募及び選定方法は二段階の公募型プロポーザル方式を採用し、提案に対する審査を「世田谷区スポーツ・レクリエーション施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という）」において実施し、候補者を選定する。

第一次審査は、参加資格、団体の概要及び運営上の基本方針、事業計画、収支計画等について、提出された書類の審査・評価を行う。なお、応募者が多数の場合は3団体程度に絞込みを行い第一次審査通過者とする。

第二次審査は、第一次審査通過者によるプレゼンテーション、第一次審査応募書類及びプレゼンテーションの内容に基づくヒアリング等を受けて審査・評価を行う。

選定までの手順は下記の「スケジュール」及び「8 応募の手続」のとおりとする。

スケジュール（予定）

内 容	日 程
公募要項の配布	令和7年5月12日（月）～21日（水）
公募説明会・現場説明会の参加申込の受付	令和7年5月12日（月）～21日（水）
公募説明会・現場説明会	令和7年5月26日（月）
質問書の受付	令和7年5月26日（月）～5月29日（木）
質問書の回答	令和7年6月5日（木）（予定）
申請書・団体概要書・誓約書・応募書類（提案書等）の受付	令和7年6月6日（金）～6月12日（木）
第一次審査（書類審査）	令和7年6月27日（金）（予定）
第一次審査結果の通知	令和7年6月30日（月）（予定）
第二次審査 （プレゼンテーション・ヒアリング等）	令和7年7月2日（水）（予定）
選定結果の通知・公表	令和7年8月下旬（予定）
仮協定の締結	令和7年9月下旬（予定）
区議会による指定議決	令和7年9月下旬（予定）
指定管理者の指定	令和7年9月下旬～10月上旬（予定）
協定締結	令和8年4月1日
指定管理業務開始	令和8年4月1日

(4) 問合せ先

スポーツ推進部スポーツ施設課

住 所 世田谷区世田谷四丁目21番27号

電 話 03(5432)2744 FAX 03(5432)3080

3 施設の概要（詳細は別添「北烏山地区体育室管理運営業務仕様書」を参照）

(1) 設置条例及び規則

- ・世田谷区立地域体育館・地区体育室条例
- ・世田谷区立地域体育館・地区体育室条例施行規則

(2) 設置目的

地域及び地区住民がいつでも気軽に利用できる身近な運動の場として、区民の健康と相互交流を促進し、区民の福祉を増進すること

(3) 施設名 : 世田谷区立北烏山地区体育室

所在地 : 世田谷区立北烏山八丁目1番6号先、世田谷区立北烏山二丁目3番先

施設構成: 体育室・会議室（共用スペース含む）（以下「体育室棟」という）、運動広場、第2運動広場

	体育室棟	運動広場	第2運動広場
敷地面積	513㎡	1,507㎡	861㎡
延床面積	255㎡ ・体育室 159㎡ ・会議室 22㎡ ・共用スペース 74㎡		
開設年月日	昭和61年5月1日 ※建築日: 昭和61年3月31日		平成26年4月1日
利用時間	午前9時～午後9時	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時
休室日	年末年始 (12月29日～1月3日)	年末年始 (12月29日～1月3日)	年末年始 (12月29日～1月3日)
構造	鉄骨造、陸屋根		
駐車場	なし	なし	なし

4 指定管理者が行う業務の範囲 ※詳細は別添「北烏山地区体育室管理運営業務仕様書」を参照

(1) 地域及び地区住民のスポーツ活動に関する業務

(2) 本施設の使用に関する業務

(3) 本施設の維持管理に関する業務

(4) その他、区長が必要と認める業務

5 自主事業

指定管理者は、施設の設置目的及び指定管理業務の実施を妨げない範囲で、指定管理者が自己の費用と責任において実施できることとする。なお、自主事業の実施にあたっては、事前に区への申請及び承認を必要とする。※詳細は別添「自主事業について」を参照

(1) 自主事業の範囲

- ① 事業参加者から参加料を徴収し、主に各室場で実施する教室事業等
- ② 自動販売機の設置等、主として収益を目的として実施する事業

6 施設等の維持管理の基準

- (1) 関係法令及び条例、規則等を遵守し、施設の適切な維持管理に努めること。
- (2) 公の施設としての役割を十分に認識し、サービスの提供に当たっては公平な取扱いを行うこと。
- (3) 創意工夫により、質の高いサービスの提供に努めて利用者へのサービスの向上を図るとともに、効率的・効果的な施設管理に努めること。

7 応募者の資格要件等

(1) 応募資格

- ① スポーツ・レクリエーション施設の管理運営に十分な能力を有する法人その他団体であること。個人での応募は不可。
- ② 指定管理者が行う業務の範囲について単独の団体ですべてを担えない場合は、複数の団体により構成されるグループ（以下「共同事業体」という）による応募ができる。その場合は、代表団体を定め、他の団体は構成団体とする。
- ③ 応募する団体（共同事業体による場合は、構成する事業者全て）は、東京都近郊【東京都及び千葉県・埼玉県・神奈川県】に本社または事業所を有すること。
- ④ 応募する団体（共同事業体の場合は代表団体）は、スポーツ施設等又は類似施設の運営実績を有すること。
- ⑤ インボイス制度適格請求書発行事業者として登録されている団体（共同事業体による場合は、構成する事業者全て）であること。
- ⑥ 下記に記載の公募説明会・現場説明会に出席した団体であること。（共同事業体による場合は、少なくとも代表団体）であること。

(2) 応募者の制限

団体又はその代表者・役員が次に掲げる事項のいずれかに該当する団体は、応募することができない。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により区において一般競争入札等の参加を制限されているもの、又は指名停止の措置を受けている期間中であるもの
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うもの
- ③ 国税（法人税、消費税）又は地方税（法人事業税）を滞納しているもの
- ④ 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続を開始しているもの
- ⑤ 選定委員会委員が所属する団体
- ⑥ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがあるもの
- ⑦ 役員に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいるもの

(3) 共同事業体による応募

- ① 複数の団体が共同事業体を構成して応募する場合は、あらかじめ定めた代表団体がその手続を行うものとする。
- ② 単独で応募した団体は、共同事業体の代表団体又は構成団体になることはできないものとし、複数の共同事業体において、同時に代表団体又は構成団体になることもできないものとする。ただし、申請の受付期間内であれば、応募を辞退する旨を届けでた後に、新たに応募することができる。
- ③ 共同事業体により応募した後においては、当該共同事業体の代表団体及び構成団体の変更は認めない。
- ④ 応募する団体に必要な資格要件は、共同事業体の代表団体及びすべての構成団体について適用する。

8 応募の手続

(1) 公募要項の配布

- 配布期間：令和7年5月12日（月）～5月21日（水）
- 配布場所：区ホームページ及びスポーツ推進部スポーツ施設課窓口
（世田谷区役所西棟3階302番窓口）
※窓口配付は土曜・日曜を除く午前9時～午後5時

(2) 公募説明会・現場説明会の開催

公募要項及び施設に関する説明会を開催する。

- 申込期間：令和7年5月12日（月）～21日（水）
- 申込受付：別紙「北烏山地区体育室指定管理者 公募説明会・現場説明会 参加申込書」を、以下のいずれかの方法により持参またはE-mailで送信。
 - ア）スポーツ推進部スポーツ施設課（世田谷区役所西棟3階302番窓口）まで申込期間内の午前9時から午後5時までに持参 ※土曜、日曜を除く
 - イ）下記アドレス宛に、申込期間最終日の午後5時までにE-mailにより送信
送信先アドレス **SEA01041@mb.city.setagaya.tokyo.jp**
※件名は「北烏山地区体育室指定管理者説明会申込み（団体名）」とすること。
※令和7年5月21日（水）午後5時までに受信したものを有効とする。

- 開催日時：令和7年5月26日（月）

※開催は午後を予定

※持参、E-mailいずれの方法にかかわらず、当日または翌日（E-mailの受信が土日の場合は翌月曜）にスポーツ施設課より、E-mailにより参加日時について指定する。

- 開催場所：北烏山地区体育室

（世田谷区北烏山八丁目1番6号先及び世田谷区北烏山二丁目3番先）
（中央自動車道高架下）

- 参集場所：北烏山地区体育室第2運動広場（世田谷区二丁目3番先）
（中央自動車道高架下）

※第2運動広場に参集・見学後、屋内体育室・運動広場に移動（約1.5km）

※説明会当日のみ両会場とも駐車可能。

※交通機関利用の場合はバス「西蓮寺前」下車5分（烏01）千歳烏山駅－久我山病院（循環）－千歳烏山駅

※公募説明会・現場説明会の出席者は、2名以内とし、団体所属の正規社員とする。また、受付の際に名刺を頂戴しますのでご持参ください。

※公募説明会・現場説明会の出席を応募資格とする

(3) 公募要項に関する質問の受付

- 受付期間：令和7年5月26日（月）～5月29日（木）到着分
- 受付方法：所定の様式に質問要旨を簡潔にまとめ、E-mailで送信すること。
※電話や口頭による質問は不可。様式及びE-mailアドレスは公募説明会で示す。

(4) 公募要項に関する質問の回答

質問に関する回答は、質問を提出した事業者及び説明会に参加した全事業者へE-mailにて行う。
令和7年6月5日（木）に回答予定。
（回答受信後、受信した旨を受信メールへの返信によりスポーツ施設課あて必ずお願いします。）

(5) 応募書類の受付 ※質問不可

- 受付期間：令和7年6月6日（金）～6月12日（木）※土・日曜日を除く
- 受付時間：午前9時～午後5時

■受付方法：スポーツ推進部スポーツ施設課へ持参または下記あて郵送。

154-8504

世田谷区世田谷4-21-27

スポーツ推進部スポーツ施設課 指定管理者選定担当者 あて

※郵送については、6月12日午後5時着分有効

※応募書類は、下記「10 応募書類」のとおり

(6) 財務審査

■審査方法：応募書類を用いた公認会計士によるA～Dの4段階評価

■審査時期：令和7年6月中旬

■審査基準：A評価：良好な経営と考えられる

B評価：おおむね良好な経営と考えられる

C評価：経営に若干の課題があると考えられる

D評価：経営に課題となる指標が多数あり、経営に問題がある

■審査結果：D評価を受けた団体については第一次審査不合格の扱いとし、以降の審査を実施しない。

(7) 第一次審査

■審査方法：応募書類の内容審査

■審査時期：令和7年6月27日（金）（予定）

■結果通知：令和7年6月30日（月）（予定）

※第一次審査の結果は、応募書類に記載の連絡担当者あてにメール送付する。

(8) 第二次審査

■審査方法：応募団体によるプレゼンテーション、第一次審査応募書類及びプレゼンテーションの内容に基づくヒアリング等

■審査時期：令和7年7月2日（水）夜間（予定）

※詳細な日時及び場所は、第一次審査結果通知で示す。

■出席者：代表者又は応募団体所属の社員3名まで

■結果通知：令和7年8月下旬（予定）

※プレゼンテーションは10分程度、質疑は15分程度とする。

※プレゼンテーションは提出された応募書類を基に行い、提案書に記載のない内容をプレゼンテーションに盛り込むことはできない。ただし、プレゼンテーションの補助としてパワーポイントにて応募書類の内容を要約したものを投影することは認められる。その際、プレゼンテーションに必要な機器類としてプロジェクターおよびスクリーン以外は募者が準備するものとする。また、機材の不具合等によりパワーポイントが使用できない場合も審査は予定どおり実施するものとする。

※第一次、第二次審査の採点結果を踏まえ、審査基準に則り、指定管理者の候補者を1団体選定する。

※審査結果が同点となった場合は、第二次審査の得点を優先して判断し、それでも同点の場合は、選定委員会の協議により決定する。

※第二次審査の結果は、応募書類に記載の連絡担当者あてにメール送付する。

(9) 選定結果の公表

指定管理者の候補者の団体名や選定理由等評価項目単位の点数を加えた選定結果を区のホームページにて公表するとともに、指定管理者の候補者の団体名を世田谷区広報に告示する。

また、提案書類のうち、収支計画等を除く事業計画書部分について、指定管理者選定に関する区議会報告の参考資料として添付する。（権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等については、調整のうえ除外する）

なお、区のホームページに選定結果を公表する際は、指定管理者の候補者以外の団体名を伏せて公表する。

応募があった団体は、その旨を承諾した上で応募したものとみなす。

なお、区議会の議決を経るまでの間に、指定管理者として著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定管理者の候補者の選定を取り消すことがある。

(10) 指定管理者の仮協定締結

区は指定管理者の候補者と仮協定を締結する。(令和7年9月下旬予定)

(11) 区議会による指定議決

指定管理者の候補者選定後、世田谷区立地域体育館・地区体育室条例第10条第4項の規定に基づき、候補者を指定管理者に指定する議案を区議会に付議し、議決を受ける。(令和7年9月下旬予定)

なお、区議会が議決しなかった場合又は否決した場合は、指定管理者の候補者の選定は無効とする。

(12) 指定管理者の指定

区議会の議決後に候補者を指定管理者に指定する。(令和7年9月下旬～10月上旬予定)

(13) 指定管理者の協定締結

区は指定管理者と協定を締結する。(令和8年4月1日)

※指定期間を通した「基本協定」及び年度ごとの詳細を定めた「年度協定」

9 選定基準

- (1) 地域及び地区住民のスポーツ活動に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。
- (2) 地域体育館の効用を最大限に発揮させる運営を行うことができること。
- (3) 地域体育館等の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。
- (4) 自主事業において、子どもから高齢者まで幅広い対象者に向けた事業を計画すること。

上記四点について、以下の選定基準により審査する。

選定基準	
1	基本方針審査
	(1) 施設の管理運営方針・経営理念
2	管理運営体制審査
	(1) 企業コンプライアンス体制
	(2) 組織・管理体制
	(3) 人員配置・雇用計画
	(4) 研修・育成計画
3	事業内容審査
	(1) 事業計画
	(2) 安全管理
	(3) 平等利用
	(4) 収支計画
	(5) 新たな取り組みの提案
4	自主事業
	(1) 基本的な考え方・事業計画
5	業務実績審査
	(1) 施設管理業務受託の実績と今後の展望

※団体の財務状況評価は別に実施するものとする。

10 応募書類

応募にあたっては、以下の書類を提出すること。(A4版で統一)

- (1) 北烏山地区体育室指定管理者指定申請書(様式1)・・・2部(原本1部、コピー1部)
- (2) 誓約書(様式2)・・・各2部(原本1部、コピー1部)
- (3) 共同事業体協定書兼委任状(様式3)・・・各2部(原本1部、コピー1部)

※共同事業体による応募の場合のみ提出

(4) 事業者に関する書類 … 各2部（原本1部、コピー1部）

- ① 団体の概要（団体の組織、運営及び事業概要がわかるもの）（様式任意：様式4参照）
- ② 定款、寄付行為、規則その他これらに類する書類
- ③ 書類を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- ④ 法人にあっては
 - (ア) 当該法人の登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
 - (イ) 過去3年間の納税証明書（法人税、消費税、法人事業税）
- ⑤ 過去3年間における貸借対照表及び損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳が分かるもの）、注記表、財産目録
- ⑥ 過去3年間における営業報告書（事業報告書）又はこれに類するもの
（社会福祉法人においては、過去3年間の事業活動収支計算書・資金収支計算書）
- ⑦ スポーツ施設等又は類似施設の管理業務実績書

※④～⑥において団体設立後3年に満たない場合は、団体設立以降の全て。

(5) 提案書（様式任意：様式見本参照）… 正本1部、副本11部

- ① 北烏山地区体育室事業計画提案書
 - ② ①に関する令和8年度～12年度の収支予算計画書類（収支予算計画書様式1及び2）
 - ③ ①のうち自主事業に関する令和8年度の収支予算計画書（収支予算計画書様式3）
- ※A4縦の片面印刷で製本し、表紙・目次等を含め総数30枚以内とする。その後ろに引き続き②及び③を綴じること。

※提案書に表紙をつけて以下の項目を記載すること

- (ア) あて先・・・「世田谷区スポーツ推進部スポーツ施設課」
- (イ) タイトル・・・「世田谷区立北烏山地区体育室指定管理者提案書」
- (ウ) 提出年月日・・・スポーツ推進部スポーツ施設課へ持参する日を記載
- (エ) 団体名・・・正本のみに記載し、副本には記載しないこと

(6) 注意事項

- ① 提案書の各副本は、すべての書類から法人・団体名、個人名、住所等を伏せて作成すること。
- ② 「事業計画書」、「収支予算書」の内容には、法人・団体名または明らかに法人・団体名が推察される記述は避けること。
- ③ 提案書の作成にあたり、各項目の記載順は別紙「提案書記載項目」に示す内容の順とすること。
- ④ 区が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
- ⑤ **指定管理者候補者として選定された団体の提案書のうち、収支計画等を除く「事業計画書」部分について、区議会へ情報提供し、区ホームページで公開します。**

1.1 経理に関する事項

(1) 会計年度

4月1日から翌年3月31日まで

(2) 指定管理者の収入として見込まれるもの

- ① 年度協定に定める指定管理経費
※指定管理料は、応募時の事業計画書と収支計画書の内容を勘案し、区と指定管理者で協議の上、区の予算の範囲内において定めます。
※指定管理料は会計年度ごとに定め、指定管理者と協議の上、当該年度の年度協定に規定します。
- ② 自主事業による収入
※指定管理業務（施設の管理・運營業務）とは別会計とすること。
※「5 自主事業」（1）①の実施により発生した利益は、当該事業の実施経費に充て、実施経費との差分は指定管理者の収入とする。なお、指定管理者からの提案により区への返還や次年度指定管理料の減額等を行う場合は、事前に区への協議を必要とする。

(3) 指定管理者の支出として見込まれるもの（維持管理費・運営経費）

- ① 人件費
- ② 修繕費（リスク分担による協議事項）

- ③ 保険料
- ④ 委託料（建築設備点検、保安警備等、施設維持管理に必要な経費）
- ⑤ その他諸経費（５万円以下の消耗品費及び役務費、日常清掃及び定期清掃等）

※指定管理料は、自主事業にかかる経費を除く経費分とし、自主事業に関する支出は全て指定管理者独自の支出とする。

※指定管理業務にかかる光熱水費及び電話等通信費は区が負担する。ただし、現地にてパソコンを利用する際の回線費用は指定管理者の負担とする。

※備品については、現状の備品を使用するが、両者協議のうえ新たに必要とされる備品が発生した場合は区が購入する。指定管理者による持ち込みも可能。（別添「備品台帳」を参照）

※区の財産に影響を及ぼすような行為（躯体に影響のある施設改修工事など）は原則不可とする。ただし、世田谷区スポーツ推進計画の目的を達成するものであると区が認めるときはこの限りでない。

※年度協定に定める指定管理料が２，０００万円以上を超える場合は、世田谷区公契約条例に基づく労働報酬下限額を遵守すること。

（４）経費の支払い

会計年度（４月１日から翌年３月３１日まで）ごとに支払う。なお、支払時期（月単位で支払う予定）や方法は、協定にて定める。

１２ リスク分担

北鳥山地区体育室の管理運営業務遂行に伴い、発生が予想されるリスクの分担に係る基本的な考え方は以下のとおりとする。ただし、本表に定める事項について疑義が生じた場合又は本表に定めがない事項については、区と別途協議するものとする。

リスク分担表

種類	内容	負担者	
		世田谷区	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす変更	○	
	消費税の増加、減少、廃止に伴う委託料の増減	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	両者協議による	
書類の誤り	仕様書等世田谷区が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払い遅延（世田谷区→指定管理者）によって生じた事由	○	
光熱水費	電気・上下水道料金の負担	○	
消耗品費、役務費、	消耗品費・役務費（５万円以下）		○

備品購入	消耗品費・役務費（5万円を超えるもの）、備品購入	○	
管理物件の損傷	経年劣化によるもの（5万円以下の修繕・極めて小規模なもの）		○
	経年劣化によるもの（上記以外）	○	
	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者からの作為から生じたもので相手方が特定できないもの（5万円以下の修繕・極めて小規模なもの）		○
	第三者からの作為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者からの作為から生じたもので相手方が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者からの作為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

13 留意事項

(1) 接触の禁止

選定委員会委員、区職員並びに本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁じる。
接触の事実が認められた場合には失格とすることがある。

(2) 複数応募の禁止

単独で応募した団体は、共同事業体の構成員になることはできない。また、複数の共同事業体において同時に構成員になることはできない。

(3) 共同事業体の構成員の変更

共同事業体の場合、代表団体及び構成員団体の変更は原則として認めないが、第一次審査応募締切り前に限り変更を認める。その際は、第一次審査応募の代表企業が応募の辞退で規定する辞退届けを提出した上で、新たに第一次審査応募書類一式を提出すること。また、提出した書類の変更は認めない。

(4) 重複提案及び提案内容の変更の禁止

応募1団体（共同事業体）につき提案は1案とする。複数の提案はできない。また、提出された書類の内容を変更することもできない。

(5) 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。

(6) 応募書類の取扱い

応募書類は理由のいかんに関わらず返却しない。

(7) 応募の辞退

提案書類を提出した後に辞退する場合は、所定の辞退届（様式5）を速やかに提出すること。

(8) 費用負担

応募に関して必要となる費用は団体の負担とする。

(9) 提出書類の取扱い・著作権

区が提示する設計図書の著作権は区及び設計者に帰属し、団体の提出書類の著作権はそれぞれの作成団体に帰属する。なお、本事業において公表する場合、その他区が必要と認めるときには、区は提出書類の全部又は一部を使用できるものとする。

(10) 区議会が議決しなかった場合及び否決した場合においても、指定管理者の候補者が北烏山地区

体育室の事業運営を実施するために支出した費用、提供したノウハウの対価等については、区は一切補償しない。

- (1 1) 区は、北烏山地区体育室の運営管理の適正化を図るため、指定管理者に対して、本業務又は経理の状況に関し、臨時指導、監督及び検査をすることができる。指定管理者は区からこれらのことを要求されたときは、検査等を受けなければならない。
- (1 2) 本業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ区の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (1 3) 事業の継続が困難になった場合の措置
 - ① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合
指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、区は指定の取り消しをすることができるものとする。その場合には、区に生じた損害は指定管理者が賠償するものとする。なお、次期指定管理者若しくは業務受託者が、円滑かつ支障なく北烏山地区体育室の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。
 - ② 当事者の責めに帰すことができない事由による場合
不可抗力等、区及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面をもって通知することにより協定を解除できるものとする。なお、次期指定管理者若しくは業務受託者が円滑かつ支障なく北烏山地区体育室の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。
- (1 4) 今回の選定による指定期間中、指定管理者は、区が定める所定の様式を用いた自己評価を年度ごとに行い、区に提出する。また、区は年度ごとに指定管理者を評価し、選定委員会は指定管理者による自己評価、区による評価を参考に、指定期間を通した評価を1回行う。その評価結果に基づき、次回（5年後）選定時に、同団体が再度指定を希望する場合、審査結果に一定の範囲で加点または減点を行う。
- (1 5) 第三者評価
指定管理者は、1年度ごとに1回、指定管理業務に関する第三者機関による外部評価を受けること。また、評価結果を毎年区に報告すること。
- (1 6) 区は、北烏山地区体育室の運営管理の適正化を図るため、指定管理者に対して、本業務又は経理の状況に関し、臨時指導、監督及び検査をすることができるものとする。指定管理者は区からこれらのことを要求されたときは、検査等を受けなければならない。